

議第1号議案

令和5年3月17日

伊奈町議会議長 永末厚二様

提出者 伊奈町議会議員

青木久男

賛成者 伊奈町議会議員

村山正弘

賛成者 伊奈町議会議員

佐藤弘一

賛成者 伊奈町議会議員

大沢淳

賛成者 伊奈町議会議員

戸張光枝

賛成者 伊奈町議会議員

栗原恵子

賛成者 伊奈町議会議員

上野尚徳

建築物石綿含有建材事前調査・除去費用の国民への周知と国民負担軽減措置を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

建築物石綿含有建材事前調査・除去費用の
国民への周知と国民負担軽減措置を求める意見書

、1970年から90年にかけて年間約30万トンという大量のアスベストが輸入されていて、2004年までに1000万トンのアスベストが諸外国から日本に輸入されました。主に建築物の建材にアスベストが使われていました。

そして、現在、問題視されているのは、アスベスト全面禁止になった2006年9月1日以前に建てられた既存の民間住宅の解体・改修工事です。国の補助制度として、社会資本整備総合交付金の「住宅・建築物安全ストック形成事業」がありますが、①対象建材が吹き付け材(レベル1)などに限定、②補助金額が費用の一部調査上限25万円/棟、除去：自治体実施は3分の1以内、民間業者は自治体の補助額の2分の1かつ全体の3分の1以内に過ぎず、極めて不十分です。石綿建材の多くが成形板(レベル3)であり、戸建てや小規模ビル等では使えない制度となっています。

アスベスト関連法(大気汚染防止法・石綿障害予防規則)が改正され、アスベスト含有建材の調査報告がレベル3までとなりました。事前調査結果の報告は、 80 m^2 以上の解体、100万円以上の改修工事となっています。国は規制の強化を打ち出していますが、調査・除去費用は建物所有者(国民)が負担することになります。解体・改修費用が増加することになり国民の負担は相当なものになります。その負担を避けようと、無届け、違法工事が横行してしまえば、国民や建設工事従事者の健康被害は計り知れません。

1、国は国民に対しアスベストの健康被害、アスベスト関連法改正を周知徹底してください。

2、国(国交省)の「住宅・建築物安全ストック形成事業」にある「住宅・建築物アスベスト改修事業」について、一般住民が使えるレベル3までの調査・除去費用の助成(補助)を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 5年 3月17日 埼玉県伊奈町議会

衆議院議長殿
参議院議長殿
内閣総理大臣殿
国土交通大臣殿